

災害福祉広域支援ネットワーク協議会



新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会とは

東日本大震災等の過去の災害での教訓を踏まえ、災害時に避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行うため、県内の福祉関係団体により構成された「新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会」が設置されています。

協議会では、災害時において、避難所等に避難する要配慮者（高齢者や障害児・者、妊産婦、乳幼児などの災害時に避難先で特別な配慮が必要な方）の福祉的ニーズの把握や応急的ケアなどの支援活動を行う「災害福祉支援チーム」の取り組みを進めています。

災害福祉支援チームの概要

チームの編成

チームの編成は、原則として、協議会の構成団体に所属する福祉関係資格等を有する福祉専門職であって、一定の研修を受けたチーム員4～6名程度で1チームを組織し、災害時に避難所等において支援活動を行うこととしています。

チームの活動

チームは、災害の初期から応急・復旧期において、災害発生後の時間的経過によって変化する福祉的ニーズに応じた支援活動を行い、避難生活に伴って生じる要配慮者の二次被害の発生を防止します。

事業者団体

- 県老人福祉施設協議会
- 県身体障害者福祉施設協議会
- 県精神障害者社会福祉施設協議会
- 県社会福祉法人経営者協議会
- 県知的障害者福祉協会
- 県救護施設協議会
- 県社会就労センター連絡協議会

職能団体

- 県社会福祉士会
- 県介護福祉士会
- 県介護支援専門員協会
- 県医療ソーシャルワーカー協会
- 県精神保健福祉士協会
- 県リハビリテーション専門職協議会

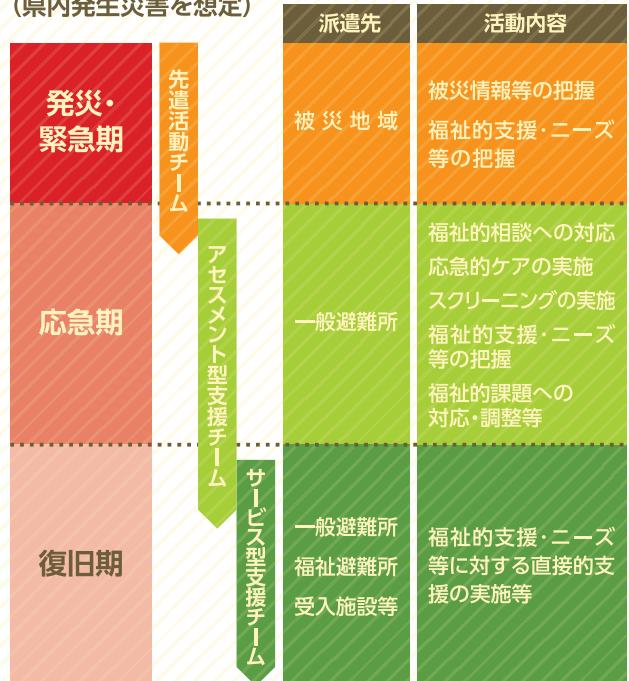
その他の団体

- 災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード
- 県社会福祉協議会（事務局）

オブザーバー

- 新潟県
- 新潟県市長会
- 新潟県町村会

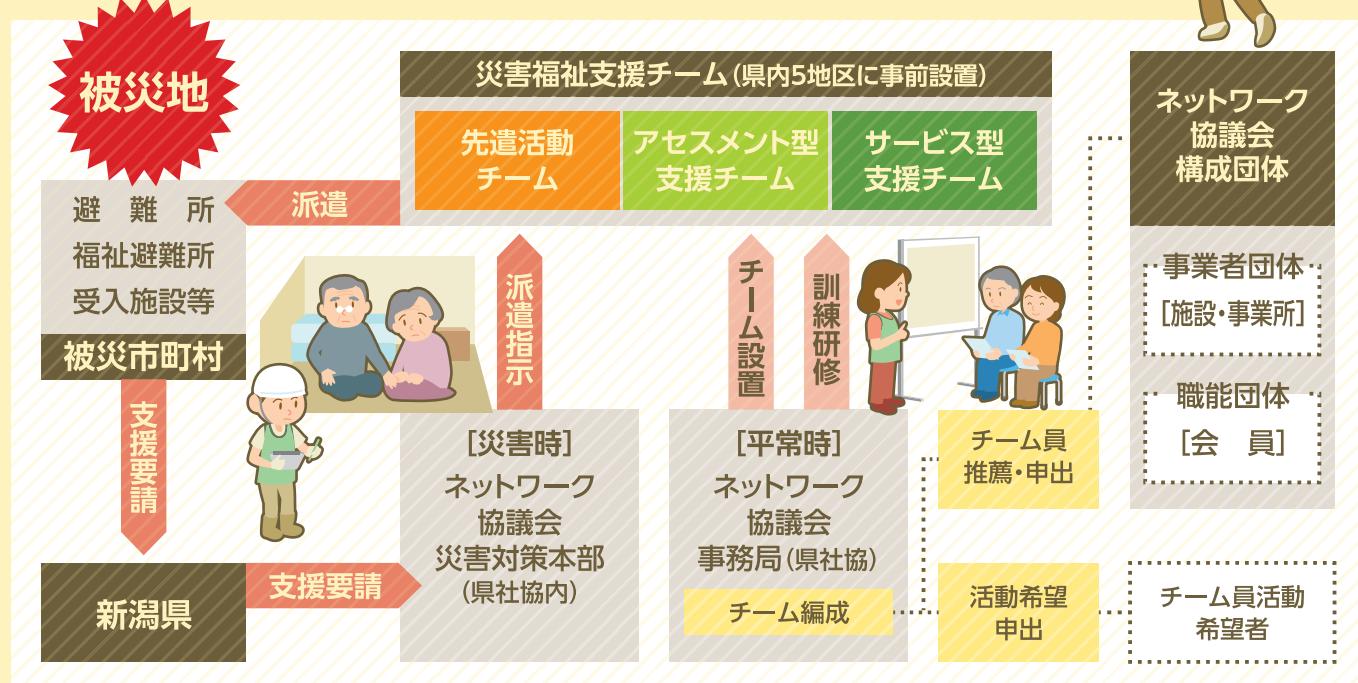
災害時におけるチーム派遣支援のイメージ (県内発生災害を想定)



災害福祉支援チームの概要

チームの派遣

チームは、原則として、新潟県知事からの支援要請を受けて被災地に派遣します。



チームの運用

チームの派遣は、被災市町村から新潟県を通じての派遣要請が原則となることから、派遣が円滑に行われることを目的に、平成29年9月に新潟県との間で「災害時における要配慮者支援に関する協定」を締結しています。

また、協定に基づき、平成30年3月には、新潟県地域防災計画の「要配慮者の安全確保計画」に災害福祉支援チームの活動が位置づけられています。



協定式(平成29年9月12日)



研修の様子

チーム員の養成

災害時の福祉支援活動等に必要な知識の習得や技術の向上を図るために、チーム員を対象とした研修・訓練を体系的に実施しスキルアップを図っています。

お問い合わせ

新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会

■事務局／社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会

〒950-8575 新潟市中央区上所2丁目2番2号 新潟ユニゾンプラザ3階

T E L:025-281-5524 F A X:025-282-0548

MAIL:n-saigainet@fukushiniigata.or.jp